



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 訓令

\*16 文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 (文化国際課)..... 1

○ 公営企業管理規程

\*2 公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程 ..... 1

## 訓 令

### 和歌山県訓令第16号

文化国際課

文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

文化国際課に勤務する職員のうち特定の業務に従事する職員の勤務時間に関する規程（平成10年和歌山県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

題名中「文化国際課」を「国際課」に改める。

第1条中「文化国際課」を「国際課」に改める。

第3条中「文化国際課長」を「国際課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

## 公営企業管理規程

### 和歌山県公営企業管理規程第2号

公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程

公営企業事務決裁規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 別表に掲げる事項以外の事項については、知事の部局の事務の決裁の区分の例による。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。